

平成30年度 天童市木造住宅耐震改修補助金交付事業 手 引 き

目 次

1 事業概要	
(1) 補助の対象となる住宅	1
(2) 補助の申込みができる方	2
(3) 補助の対象となる経費	2
(4) 補助金の額	2
(5) 実施件数	3
(6) 住宅の処分等の制限	3
2 事業フロー	4
3 手続きの詳細	
(1) 事前協議	5
(2) 補助金交付申請	5
(3) 変更承認申請	6
(4) 中間確認	7
(5) 実績報告	8
(6) 補助金請求	9
4 天童市木造住宅耐震診断士派遣事業について	10
5 様式集	11

お問い合わせ

天童市建設部建設課

建築指導係

TEL 023-654-1111 (内線 417・418)

FAX 023-653-0714

1 事業の概要

この事業は、木造住宅の耐震改修の促進を図り、震災時の木造住宅の倒壊等を防止し、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、戸建木造住宅の所有者が行う耐震改修工事に要する費用の一部を助成する事業です。

(1) 補助の対象となる住宅

次のすべての項目に該当する住宅が補助対象となります。

- ① **天童市木造住宅耐震診断士派遣事業に基づく耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満であったもの**
 - ・天童市木造住宅耐震診断士派遣事業については「4 天童市木造住宅耐震診断士派遣事業について」(P10)をご覧ください。
 - ・この派遣事業により市から派遣された耐震診断士によって診断された住宅で、上部構造評点が 1.0 未満であったものが対象になります。
- ② **耐震改修工事をする事で、改修後の上部構造評点が 1.0 以上となるもの**
 - ・耐震改修設計に基づいて耐震改修工事後の耐震判定をした場合、上部構造評点が 1.0 以上となる必要があります。
- ③ **耐震改修工事の設計及び工事監理は、天童市に登録された耐震診断士が行うもの**
 - ・市が派遣した耐震診断士及び設計者と工事監理者が同一人である必要はありません。
- ④ **耐震改修工事の施工者は、天童市内に本店がある法人又は天童市内に住所を有する個人事業者であること。**
 - ・市内に営業所等があっても、本店がない場合は対象となりません。
- ⑤ **現在の住宅の状態が、建築基準法令に違反していないものであること。**
 - ・違反している部分がある場合は、耐震改修工事と併せて、現行法令に適合するように是正すれば対象になりますが、是正に係る工事費は補助の対象になりません。
 - ・工事完成時に是正工事が完了していない場合は、補助金の交付決定が取り消しとなりますのでご注意ください。
- ⑥ **過去にこの事業や平成 30 年度天童市移住推進等空き家利活用事業費補助金交付要綱による補助を受けていないこと。**
 - ・この事業により耐震改修工事の補助が受けられるのは、一住宅に対して一回限りとなります。
 - ・平成 30 年度天童市移住推進等空き家利活用事業費補助金交付要綱の補助を受けた住宅は、工事の内容に係わらずこの事業の対象になりません。

(2) 補助の申込みができる方

次のすべての項目に該当する方が申込みをすることができます。

- ① 対象住宅の所有者であること。
 - ・所有者が複数の場合は代表する一人を申請者とし、他の所有者の同意が必要です。
- ② 対象住宅に居住していること。
 - ・申請者の住所が対象住宅にあり、現に居住している必要があります。
 - ・所有者が居住していない住宅は対象になりません。
- ③ 市税を滞納していないこと。
 - ・市税とは、市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税などです。
 - ・前年のみでなく、過去の分も滞納していないことが必要です。

(3) 補助の対象となる経費

補助の対象となるのは次の項目に該当する経費です。

- ① 耐震改修工事費
 - ・耐震改修工事と併せて、増築工事、改築工事、現行法令に適合しない部分を是正する工事、改修工事、修繕工事、模様替え工事等を行う場合は、それらの工事費は対象になりません。
- ② 耐震改修工事を行うために必要となる既存仕上げ等の撤去費、再仕上げ費
 - ・耐震改修工事に必要な範囲で、従前のものと同等程度に復旧するものをいいます。
- ③ 耐震改修工事の設計費
 - ・対象とならない工事の設計費は、対象になりません。
- ④ 耐震改修工事の工事監理費
 - ・対象とならない工事の工事監理費は、対象になりません。

※補助対象となるかどうかは、事前にご協議ください。

(4) 補助金の額

補助金の額は次の項目のいずれかの額です。

- 1 次に掲げる額の合計額で限度額100万円とします。
 - ① 対象経費の合計に3分の1を乗じて得た額（千円未満は切り捨て）又は60万円のいずれか低い額
 - ② 対象経費の合計に4分の1を乗じて得た額（千円未満は切り捨て）又は40万円のいずれか低い額

(5) 実施件数

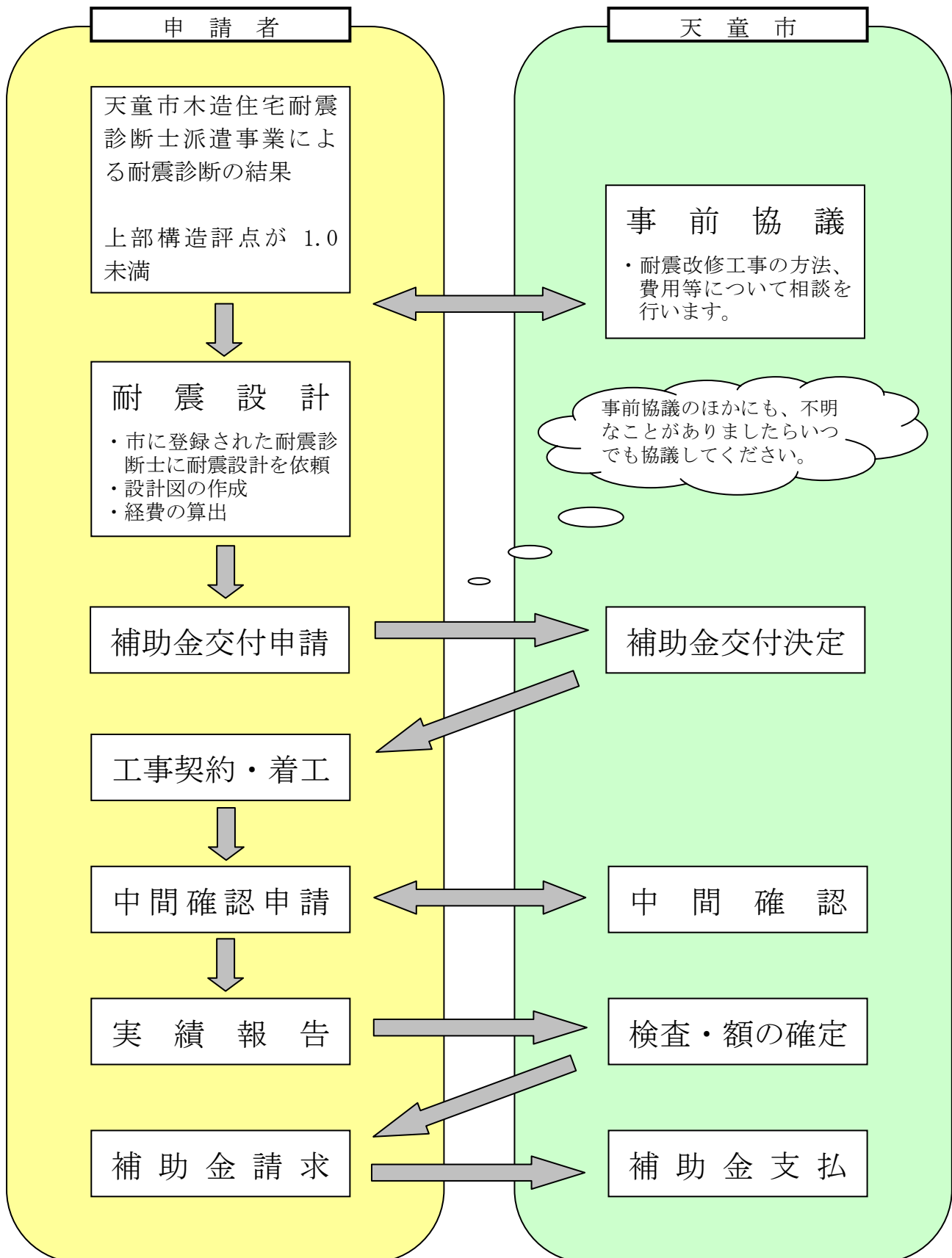
この事業は、限られた予算の範囲内で行われますので、年間に補助できる件数には限りがあります。 事前に確認されるようお願いします。

(6) 住宅の処分等の制限

この事業による補助を受けた住宅は、補助金を受領した日から10年間は、住宅以外の目的に使用したり、譲渡、交換をしたり、貸したり、担保に供するなどはできません。

この期間内にこれらのことをする場合は、補助金を全額返還していただくか、財産処分承認申請書を提出して、市長の承認を得る必要があります。

2 事業フロー



3 手続き

手続きの流れについては前ページのフロー図のとおりです。

補助金の交付を受けるには、対象となる住宅や申込のできる方に一定の制限がありますので、不明なことや疑問に思うことがありましたら、あらかじめお問い合わせください。

補助金交付は「天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則」及び「天童市木造住宅耐震改修補助金交付要綱」に基づいて行われます。

手続きをスムーズに進めるためにも、積極的に事前協議を行うようお願いします。

※制度上、事業は年度ごとに執行されます。そのため、耐震改修工事は申請と同年度の2月末までに完了していただく必要があります。申請手続きや工事に要する期間をよくご検討いただき、十分に余裕を持って申請されますようお願いいたします。

(1) 事前協議

お住まいの住宅が補助対象となるのか、耐震改修工事の内容はどのようなものなのか、申込みのできる方なのかなど、あらかじめ確認しなければならないことがあります。

また、設計や工事の進め方や、提出していただく書類等の確認など、事業がスムーズに進行できるように、事前に十分な協議をお願いします。

(2) 補助金交付申請

補助金交付申請は、耐震改修工事の前に行う必要があります。

工事の着工は、補助金交付決定通知を受けた後でなければ行うことができません。

1 申請に必要な書類

① 平成30年度天童市木造住宅耐震改修補助金交付申請書（規則様式第1号）

② 耐震改修工事計画書（要綱様式第1号）

・住宅の所有者が複数の場合は、「その他の所有者」欄に申請人以外の方の同意が必要です。

③ 耐震改修工事設計図

・案内図、配置図、各階平面図、耐震改修図（軸組図、各種伏図等）です。

・補助対象とならない増築、改築、法令適合工事、改修、修繕、模様替え等の工事がある場合は、それらの図面も提出してください。

・図面には、設計者が記名押印してください。

④ 耐震改修後の耐震診断書

・耐震改修設計図を基に耐震改修をした場合、耐震診断の上部構造評点が1.0以上となることわかる診断書を提出してください。

⑤ 耐震改修工事費のわかるもの

・工事費見積書の写しを提出してください。

・補助対象とならない工事が含まれる場合は、直接工事費以外の経費等について、補助対象の直接工事費と補助対象外の直接工事費の割合により按分するなどして、補助対象工事費がわかるように作成してください。

⑥ 設計費のわかるもの

- ・設計費の見積書の写しを提出してください。

⑦ 工事監理費のわかるもの

- ・工事監理費の見積書の写しを提出してください。

⑧ 対象住宅の現況写真

- ・住宅全体の外観写真と耐震改修する部分の外観、内観写真を提出してください。

⑨ 納税証明書

- ・最新の納税証明書をご用意ください。

⑩ 対象住宅の全部事項証明書

⑪ 申請者の住民票謄本

⑫ 委任状（要綱様式第2号）

- ・申請者本人が手続きをする場合は必要ありません。
- ・委任事項の該当欄をチェックしてください。交付申請時にすべての事項を委任するとその後の手続きに委任状は不要となります。

⑬ 承諾書（別紙）

- ・市税の滞納がないか納付状況を調査することを承諾していただきます。

2 書類の部数

書類は、正本1部、副本2部の計3部提出してください。

正本には原本添付としますが、副本には写しでかまいません。

副本の1部は交付決定通知書と共に控えとしてお返しします。

3 申請の方法

書類は、建設部建設課に**ご持参**ください。郵送等での受付はいたしません。

4 申請書の審査、交付決定

市では、申請された内容を審査し、補助対象工事と認めたときは「補助金等の交付決定通知書（規則様式第2号）」により通知します。

5 工事の着工

申請者は、**交付決定を受けてから工事に着工**してください。また、工事契約書等の契約者は、申請者と同一人としてください。

※ 補助金等の交付決定通知書は、補助金の支払いを確約したものではありません。交付決定を受ける前に着工した場合や、工事が申請どおりに行われなかった場合のほか、法令や規則、要綱に違反した場合などは、交付決定を取り消すことがありますのでご注意ください。

(3) 変更承認申請

工事着工後、申請の内容に変更が生じた場合は、変更に係る部分の工事に着手する前に変更承認申請をして、承認を受けてから着手する必要があります。

ただし、次の場合は軽微な変更として、申請の必要はありません。

- ① 補助金の額に変更がないもの
- ② 再仕上げ等の変更で、耐震改修後の上部構造評点に変更がないもの

1 申請に必要な書類

- ① **耐震改修工事計画変更（中止、廃止）承認申請書（要綱様式第3号）**
- ② **耐震改修工事計画書（要綱様式第1号）**
 - ・「他の所有者同意」「住宅概要」「診断内容」は記入の必要がありません。
 - ・「改修内容」以下の欄は変更に係る部分のみ記入してください。
- ③ **耐震改修工事設計図**
 - ・変更に係る部分の図面を提出してください。
 - ・図面には、設計者が記名押印してください。
- ④ **改修後の耐震診断書**
 - ・耐震改修後の上部構造評点に変更がある場合に提出してください。
- ⑤ **耐震改修工事費見積書の写し**
 - ・変更がある場合に提出してください。

2 書類の部数

書類は、**正本1部、副本2部の計3部**提出してください。
副本の1部は交付決定時にお返しします。

3 提出の方法

書類は、建設部建設課にご持参ください。郵送等での受付はいたしません。

4 申請書の審査、承認

市では、申請された内容を審査し、補助対象工事と認めたときは「耐震改修工事計画変更（中止、廃止）承認通知書（要綱様式第4号）」により通知します。

5 変更に係る部分の工事着手

申請者は、承認通知を受けてから変更に係る部分の工事に着工してください。また、工事変更契約書等を整備してください。

(4) 中間確認

中間確認は、耐震改修工事が申請どおり適切に施工されているか確認するものです。基礎の配筋や軸組、床組などの構造耐力上主要な部分の施工が適切に施工されていることが目視確認できる工程に達したときに実施します。

目視確認できる工程とは、筋かいや金物補強の工事が完了して、壁をふさぐ前の時期となります。工事の内容によっては、複数回の確認が必要になることもあります。

確認がスムーズに行われるようご協力ください。

工事の工程が中間確認を行う段階に近づきましたら、確認希望日の1週間程度前までに申請書を提出してください。

1 申請に必要な書類

- ① **耐震改修工事中間確認申請書（要綱様式第5号）**

- ② 確認の対象となる部分の設計図
- ③ 確認の対象となる部分の状況写真

2 書類の部数

書類は、**1部**提出してください。

3 提出の方法

書類は、建設部建設課に**ご持参**ください。郵送等での受付はいたしません。

4 現場確認

中間確認の日程は、書類の受理後に調整させていただきます。

確認当日は市の職員が現場に確認に伺います。工事監理者の立会をお願いします。

5 確認後の処理

工事が適切に施工されていると確認できた場合は、その旨を職員から申し上げますので、工事を進めてください。

工事が適切に施工されていない部分があった場合は、職員の指示に従って是正してください。是正が完了した後に再度、確認をいたします。

6 工事の継続

確認が済み、職員からその旨の指示があるまでは、次の工程に進まないように注意してください。

(5) 実績報告

耐震改修工事が完了しましたら、実績報告をしてください。

報告書を受理したら、市の職員が現地にて確認検査を行います。

1 報告に必要な書類

① 平成30年度天童市木造住宅耐震改修補助金交付事業実績報告書
(規則様式第3号)

② 耐震改修工事完了届(要綱様式第6号)

③ 工事請負契約書の写し

・変更がある場合は変更契約書の写しも提出してください。

④ 設計業務契約書の写し

・変更がある場合は変更契約書の写しも提出してください。

⑤ 工事監理業務契約書の写し

・変更がある場合は変更契約書の写しも提出してください。

⑥ 耐震改修工事に係る支払いを証明するもの

・請求書、振込依頼書等の写しを提出してください。

⑦ 工事施工及び完成写真

・外観写真のほか、改修した部分ごと[着工前・施工中・完成]の順に揃えてください。

・施工中の写真は工程ごと、全体及び部分的に拡大したものと撮影してください。

・完成写真は、改修をした部分の外観の分も撮影してください。

2 書類の部数

書類は、**正本1部、副本2部の計3部**提出してください。
副本の1部は確定通知書と共に控えとしてお返しします。

3 提出の方法

書類は、建設部建設課に**ご持参**ください。郵送等での受付はいたしません。

4 確認検査

確認検査の日程は、書類の受理後に調整させていただきます。
検査当日は市の職員が現場に検査に伺います。工事監理者の立会をお願いします。

5 検査後の処理

工事が申請どおりに施工されていると確認できた場合は、補助金額の確定を行い、確定通知書により通知いたします。

検査の結果、工事が申請どおりに施工されていない場合は、職員の指示に従って是正してください。是正が完了した後に再度、検査をさせていただき、申請どおりに施工されていることを確認したうえで補助金額の確定を行い、確定通知書により通知いたします。

(6) 補助金請求

補助金額の確定通知書を受理されたら、補助金の請求を行ってください。

1 請求に必要な書類

平成30年度天童市木造住宅耐震改修補助金請求書（規則様式第4号）

・補助金の振込先は、申請人名義のものに限ります。

2 書類の部数

書類は、**1部**提出してください。

3 提出の方法

書類は、建設部建設課に**ご持参**いただくか、**郵送**してください。

4 補助金の支払い

市では補助金請求書を受理しますと、約2週間でご指定の口座に補助金を振り込みいたします。

4 天童市木造住宅耐震診断士派遣事業について

天童市木造住宅耐震診断士派遣事業とは、市内の木造住宅に対して耐震診断士を派遣して耐震診断を実施し、木造住宅の地震に対する安全性の確保及び向上を図り、震災に強いまちづくりを推進するため、平成18年度から実施している事業です。

○対象となる住宅

次のすべての項目に該当する住宅が対象となります。

- ① 天童市内にあること。
- ② 平成12年5月31日以前に着工された戸建て住宅であること。
- ③ 在来軸組工法による木造平屋建て又は木造2階建て住宅であること。
- ④ 過去に同じ事業に基づく耐震診断を受けていないこと。

○補助金の額

12,960円（診断＋補強計画の料金129,600円の1割を個人負担）

※耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上となった場合は
8,856円（診断料のみ88,560円の1割を個人負担）

天童市木造住宅耐震改修補助金交付事業による補助は、上記の耐震診断士派遣事業による耐震診断を受け、その結果、上部構造評点が1.0未満となったものが受けることができます。

5 様式集

規則様式第1号	
平成30年度天童市木造住宅耐震改修補助金交付申請書	12
規則様式第3号	
平成30年度天童市木造住宅耐震改修補助金交付事業実績報告書	13
規則様式第4号	
平成30年度天童市木造住宅耐震改修補助金請求書	14
要綱様式第1号	
耐震改修工事計画書	15
要綱様式第2号	
委任状	17
要綱様式第3号	
耐震改修工事計画変更（中止、廃止）承認申請書	18
要綱様式第5号	
耐震改修工事中間確認申請書	19
要綱様式第6号	
耐震改修工事完了届	20
要綱様式第8号	
耐震改修住宅処分承認申請書	21
別紙	
承諾書	22

平成 年 月 日

天童市長 様

申請者 氏
住所
氏名
電話

印

平成30年度天童市木造住宅耐震改修補助金交付申請書

平成30年度において、天童市木造住宅耐震改修補助金交付事業を実施したいので、天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則第5条の規定により、天童市木造住宅耐震改修補助金を交付されるよう関係書類を添付して申請します。

記

補助事業等の名称	事業費	補助金等申請額
天童市木造住宅耐震改修補助金交付事業		

規則様式第3号（第14条関係）

平成 年 月 日

天童市長 様

申請者 氏名
住所
氏名
電話

印

平成30年度天童市木造住宅耐震改修補助金交付事業実績報告書

平成 年 月 日指令第 号をもって交付の決定の通知があった天童市木造住宅耐震改修補助金について、天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則第14条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告します。

平成30年度天童市木造住宅耐震改修補助金請求書

金 円

平成 年 月 日指令第 号をもって交付の決定の通知があった天童市木造住宅耐震改修補助金について、上記のとおり交付されるよう請求します。

平成 年 月 日

申請者 氏名
住所
電話番号

印

天童市長 様

振込先	銀行 信用金庫 組合											本店 支店 出張所
	1 普通預金 2 当座預金	口座 番号										
口座名義	フリガナ											
	氏名											

※ 口座番号は右詰めで記入してください。

様式第1号（第7条関係）

耐震改修工事計画書
（第一面）

申請者	(ふりがな) 氏名	⑩	生年 月日	明・大・昭・平 年 月 日	
	住 所	〒 天童市 TEL			
他の所有者同意	1	(ふりがな) 氏名	⑩	生年 月日	明・大・昭・平 年 月 日
		住 所	〒 TEL		
	2	(ふりがな) 氏名	⑩	生年 月日	明・大・昭・平 年 月 日
		住 所	〒 TEL		
	3	(ふりがな) 氏名	⑩	生年 月日	明・大・昭・平 年 月 日
		住 所	〒 TEL		
住宅概要	所 在 地	天童市			
	床 面 積	1階： m ² 、2階： m ² 、合計： m ²			
	建 設 年 月	昭和・平成 年 月			
	増 築 の 有 無	有・無	増 築 年 月	昭和・平成 年 月	
	建築確認通知	昭和・平成 年 月 日 第 号			
	検 査 済 証	昭和・平成 年 月 日 第 号			
診断内容	診断結果通知日	平成 年 月 日			
	上部構造評点	点			
	耐震診断士住所				
	耐震診断士氏名				
改修内容	工事期間(予定)	年 月 日(着手)～ 年 月 日(完成)			
	工 事 の 概 要				
	上部構造評点	点			

(第二面)

設計者	住所	〒		
	名称			TEL
	氏名		資格、番号	
監理者	住所	〒		
	名称			TEL
	氏名		資格、番号	
施工者	住所	〒		
	名称			TEL
	代表者		担当者	
	建設業許可			

補助額の算定

補助対象経費	耐震改修工事費	円		
	附帯工事費	円		
	設計費	円		
	工事監理費	円		
補助対象経費合計		円	補助対象外経費	円
交付申請額	算出明細			
	<p>①【対象経費×1/3=〔 〕千円 <・> 限度額 60万円】</p> <p>②【対象経費×1/4=〔 〕千円 <・> 限度額 40万円】</p> <p>対象経費に補助率を乗じて得た額(千円未満切捨て)又は限度額のいずれか低い額</p>			
		交付申請額 円 (①+②)		
添付書類		<input type="checkbox"/> 耐震改修工事設計図 <input type="checkbox"/> 耐震改修後の耐震診断書 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事費見積書 <input type="checkbox"/> 対象住宅の現況写真 <input type="checkbox"/> 税納証明書 <input type="checkbox"/> 対象住宅の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 申請者の住民票謄本 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()		

※1 他の所有者同意は、申請者以外の所有者がいる場合に記入してください。

※2 増築年月、建築確認通知及び検査済証は、直近のものを記入してください。

委 任 状

私は都合により_____を代理者と定め、下記の住宅について、天童市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第7条に基づく交付申請その他の手続きを委任します。

記

- 1 住宅所在地 天童市
- 2 委任事項 交付申請
変更（中止、廃止）申請
中間確認申請
実績報告
その他
- 3 代理人
住所 〒
名称 _____
氏名 _____
資格 _____
連絡先 勤務先 _____
自 宅 _____
携 帯 _____

平成 年 月 日

委任者
住所 天童市
氏名 _____ 印
連絡先 _____

平成 年 月 日

天童市長 様

申請者 氏名
住所
氏名
電話
印

耐震改修工事計画変更（中止、廃止）承認申請書

平成 年 月 日指令第 号をもって交付の決定の通知があった下記工事について変更（中止、廃止）したいので、天童市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第8条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

対象住宅所在地	天童市	
区 分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 廃止	
変更の内容	変 更 前	変 更 後
<input type="checkbox"/> 改 修 内 容		
<input type="checkbox"/> 設 計 者 <input type="checkbox"/> 監 理 者 <input type="checkbox"/> 施 工 者	住所 名称 氏名	住所 名称 氏名
<input type="checkbox"/> 対 象 経 費	円	円
<input type="checkbox"/> 補 助 申 請 額	円	円
理 由		
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 耐震改修工事変更計画書 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事設計図 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事費見積書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

平成 年 月 日

天童市長 様

申請者 氏名
住所
氏名
電話番号

印

耐震改修工事中間確認申請書

平成 年 月 日指令第 号をもって交付の決定の通知があった下記工事について、中間確認を受けたいので、天童市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

対象住宅所在地	天童市	
確認の対象		
中間確認希望日	年 月 日	
監理者	住所	〒
	名称	Tel
	氏名	携帯
添付書類	<input type="checkbox"/> 耐震改修工事設計図（目視確認のできる箇所） <input type="checkbox"/> 施工状況写真 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

以下は記入しないでください。

中間確認年月日	年 月 日
市職員職・氏名	職 氏名
立合者氏名	
確認結果	・適正に行われている ・適正に行われていない
指示事項	

平成 年 月 日

天童市長 様

申請者 氏名 住所 電話番号 印

耐震改修工事完了届

平成 年 月 日指令第 号をもって交付の決定の通知があった下記工事が完了したので、天童市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

対象住宅所在地	天童市		
完了月日	年	月	日
対象経費	耐震改修工事費	円	
	関連工事費	円	
	設計費	円	
	工事監理費	円	
	合計	円	
<p>申請内容に、要綱第8条第1項及び第2項に該当する軽微な変更がある場合は、その内容を記入してください。</p> <p>軽微な変更の内容</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>※ 要綱第8条第1項及び第2項に該当しない変更は、第3項に規定する変更承認申請が必要になります。</p>			
添付書類	<input type="checkbox"/> 契約書の写し（・工事 ・設計 ・監理） <input type="checkbox"/> 支払いを証明するものの写し（・請求書 ・振込依頼書） <input type="checkbox"/> 工事施工写真及び完成写真 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

平成 年 月 日

天童市長 様

申請者 氏名
住所
氏名
電話

印

耐震改修住宅処分承認申請書

平成 年 月 日指令第 号をもって交付の決定の通知があった住宅について、下記のとおり処分したいので、天童市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第14条第2項の規定により申請します。

記

補助を受けた者の氏名	
補助を受けた者の住所	
対象住宅所在地	天童市
補助金の受領日	年 月 日
処分の内容	<input type="checkbox"/> 住宅外使用 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 貸付け <input type="checkbox"/> 担保設定 <input type="checkbox"/> その他（ ）
理由	

別紙

承 諾 書

私は、天童市木造住宅耐震改修補助金交付申請にあたり、補助金の交付の決定に係る業務のために、天童市が保有する私の市税の納付状況について調査することを承諾します。

平成 年 月 日

天童市長 様

申請者 氏

住 所

氏 名

印

天童市木造住宅耐震改修補助金交付事業
手引き

平成30年6月作成

お問い合わせ先

〒994-8510

山形県天童市老野森一丁目1番1号

天童市建設部建設課建築指導係

TEL 023-654-1111 (内) 417, 418

FAX 023-653-0714